

松本市ボランティア輸送事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通を補完するため、非営利団体（単位町会、地区町会連合会、特定非営利活動法人その他営利を目的としない団体として市長が認めたものをいう。）が実施するボランティア輸送事業に要する経費に対し、予算の範囲内で松本市ボランティア輸送事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア輸送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による許可及び登録を要しない輸送サービスであって、主に自動車を運転できない者に対して移動手段を提供するものをいう。
- (2) 地区 市内35地区をいう。
- (3) 対象地域 一の地区内の一定の範囲の区域又は複数の地区にわたる範囲の区域で、一のボランティア輸送事業の対象となる区域をいう。
- (4) 運営団体 ボランティア輸送事業の実施主体として、市長が認定した団体をいう。

(運営団体の認定申請)

第3条 運営団体として認定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、松本市ボランティア輸送事業運営団体（変更）認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 構成員の名簿（代表者及び役員を明らかにしたものに限る。）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) ボランティア輸送事業予算書（様式第3号）
- (5) 運営団体推薦書（様式第4号）
- (6) 事業運営に係る通帳その他の帳簿書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(運営団体の認定)

第4条 市長は、前条の認定申請書を受理したときは、申請内容を審査しなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、申請内容が適当であると認めたときは、申請団体を運営団体として認定し、当該申請団体に対し、松本市ボランティア輸送事業運営団体（変更）認定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

(認定の基準)

第5条 前条の認定を受けるためには、第3条の規定による申請が、次に掲げる基準を満た

していなければならない。

- (1) ボランティア輸送事業の輸送経路が、既存の公共交通機関の運行や経営を著しく阻害するおそれがないこと。
- (2) ボランティア輸送事業を行う地区の地区町会連合会長又は対象地域の単位町会会長（松本市町会運営活動費交付金等支給要綱（平成14年告示第331号）第2条の規定による報償費の支給対象となる者をいう。）の推薦を受けていること。

（変更認定）

第6条 運営団体は、第3条の規定による申請の内容（規約、代表者及び事業計画に限る。）を変更する場合は、市長の認定を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更を除く。

- (1) 輸送サービスの実施日時の変更
- (2) 天災その他のやむを得ない事情による輸送回数の減少

2 前3条の規定は、前項の規定により運営団体に変更の認定を受ける場合に準用する。

（補助対象経費等）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする運営団体は、1年度ごと、松本市ボランティア輸送事業補助金交付申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、松本市ボランティア輸送事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（変更申請）

第10条 補助金の交付決定を受けた運営団体（以下「交付決定者」という。）は、第8条の申請の内容を変更しようとするときは、遅滞なく松本市ボランティア輸送事業補助金交付変更申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、松本市ボランティア輸送事業補助金交付変更決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、第9条の規定による交付決定（当該交付決定が前条第2項の規定により変更された場合は、当該変更後の交付決定をいう。）の対象となった事業が完了したときは、松本市ボランティア輸送事業実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) ボランティア輸送事業決算書（様式第11号）
- (2) 領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金の交付額の確定を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

補助対象経費	補助率等
ボランティア輸送事業に適合する自動車保険の保険料	10分の10以内。ただし、30万円を限度とする。
事務費（ボランティア輸送事業の実施に係る消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、広告費等）	2分の1以内。ただし、5万円を限度とする。

様式第1号（第3条関係）

松本市ボランティア輸送事業運営団体（変更）認定申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

当地域の公共交通を補完するボランティア輸送事業に取り組むため、松本市ボランティア輸送事業の運営団体として、市長の認定（変更認定）を受けたいので、松本市ボランティア輸送事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 実施するボランティア輸送事業の名称

2 対象とする地域

3 団体設立年月日

〈添付書類〉

- ・ 団体の規約
- ・ 構成員の名簿（代表者及び役員を明らかにしたものに限る。）
- ・ 事業計画書
- ・ ボランティア輸送事業予算書
- ・ 運営団体推薦書
- ・ 事業運営に係る通帳その他の帳簿書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

事業計画書

事業の名称	
事業の期間 （予定）	
事業費 （予算書）	様式第 3 号に記載のとおり
事業の目的	
事業の内容 （予定）	
事業の効果 （見込み）	

様式第3号（第3条関係）

ボランティア輸送事業予算書（ 年度）

収入（単位：円）

項 目		予算額	備 考
		円	
		円	
		円	
市補助額(a)		円	
合 計(A)		円 (内、市補助額：円)	

支出（単位：円）

項 目		予算額	備 考
		円	
		円	
		円	
市補助対象経費		円 (内、市補助額：円)	
		円 (内、市補助額：円)	
合 計(B)		円 (内、市補助額：円)(b)	

(a)=(b)

様式第4号（第3条関係）

運営団体推薦書

年 月 日

（宛先）松本市長

地区町会連合会名

町会名

地区町会連合会長氏名

町会長氏名

次の団体を松本市ボランティア輸送事業の運営団体として推薦します。

推薦する団体の名称	
団体の所在地	
団体の代表者	
対象とする地域	

様式第5号（第4条関係）

松本市ボランティア輸送事業運営団体（変更）認定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請のありました松本市ボランティア輸送事業運営団体の認定（変更認定）について、下記のとおり認定しましたので、松本市ボランティア輸送事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 運営団体の名称及び所在地
- 2 運営団体の代表者
- 3 実施するボランティア輸送事業の名称
- 4 対象とする地域
- 5 運営団体認定年月日

様式第6号（第8条関係）

松本市ボランティア輸送事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）
所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

松本市ボランティア輸送事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の名称		
補助事業の目的・内容		
交付を受けようとする補助金の額	保険料	
	事務費	

様式第7号（第9条関係）

松本市ボランティア輸送事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請のありました松本市ボランティア輸送事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、松本市ボランティア輸送事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

〔補助の条件〕

- (1) 松本市ボランティア輸送事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金は、地域住民の移動手段の確保と、地域独自の公共交通課題を解決するための交通事業の経費に使用し、他の費用に流用しないこと。
- (3) この要綱に違反したとき又は補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第8号（第10条関係）

松本市ボランティア輸送事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった松本市ボランティア輸送事業を、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第9号（第10条関係）

松本市ボランティア輸送事業補助金交付変更決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長 印

年 月 日付けで申請のありました松本市ボランティア輸送事業補助金交付変更申請について、年 月 日付け 指令第 号で決定した内容を下記のとおり変更しますので、松本市ボランティア輸送事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定額

円

2 変更後の決定内容

3 その他

様式第 10 号（第 11 条関係）

松本市ボランティア輸送事業実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号により交付決定を受けました松本市
ボランティア輸送事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の完了年月日	
補助事業の内容・成果	
交付確定を受けたい額	円
保険料	円
事務費	円

上記の報告事項について審査しました。

年 月 日

審査担当者 氏名

審査結果の意見

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

ボランティア輸送事業決算書（ 年度）

収入（単位：円）

項 目		決算額	備 考
		円	
		円	
		円	
市補助額(a)		円	
合 計(A)		円 (内、市補助額： 円)	

支出（単位：円）

項 目		決算額	備 考
		円	
		円	
		円	
市補助対象経費		円 (内、市補助額： 円)	
		円 (内、市補助額： 円)	
合 計(B)		円 (内、市補助額： 円) (b)	

(a) = (b)